

[介護支援専門員 資料 1]

介護支援専門員証の更新について

- I 介護支援専門員証の更新について
- II 介護支援専門員法定研修一覧
- III 介護支援専門員証の更新に必要な研修の判定フロー
- IV 介護支援専門員証交付手続き
- V 介護支援専門員に関するQ & A

※主任介護支援専門員については、「[介護支援専門員 資料 2]主任介護支援専門員について」を参照してください。

山口県長寿会課地域包括ケア推進班

平成 31 年(2019 年) 3 月 作成
令和 4 年(2022 年) 3 月 改訂

I 介護支援専門員証の更新について

- ◆ 介護支援専門員証（以下、「専門員証」という。）には、5年間の有効期間があります。有効期間が満了した場合は、介護支援専門員としての業務に就くことができません。
- ◆ 専門員証の有効期間を更新するためには、有効期間が満了する前に次の①②両方の手続きを行う必要があります。

【専門員証の更新に必要な手続き】

- ①更新のために必要な研修を受講する。
- ②当該研修修了後、現に有する専門員証の有効期間満了日の4か月前から1か月までの期間に、専門員証交付手続き（更新）を行う。

※研修を修了しただけでは専門員証は更新されません。必ず専門員証交付手続き（更新）を行ってください。

- ◆ 専門員証の更新をせずに有効期間が満了した後、再び介護支援専門員の業務に就きたい場合は、次の①②両方の手続きを行う必要があります。

【有効期間満了後に介護支援専門員の業務に就きたい場合の手続き】

- ①再研修を受講する。
- ②当該研修修了後、速やかに専門員証交付手続き（新規）を行う。

※新しい専門員証が手元に届くまでは介護支援専門員の業務には就けません。

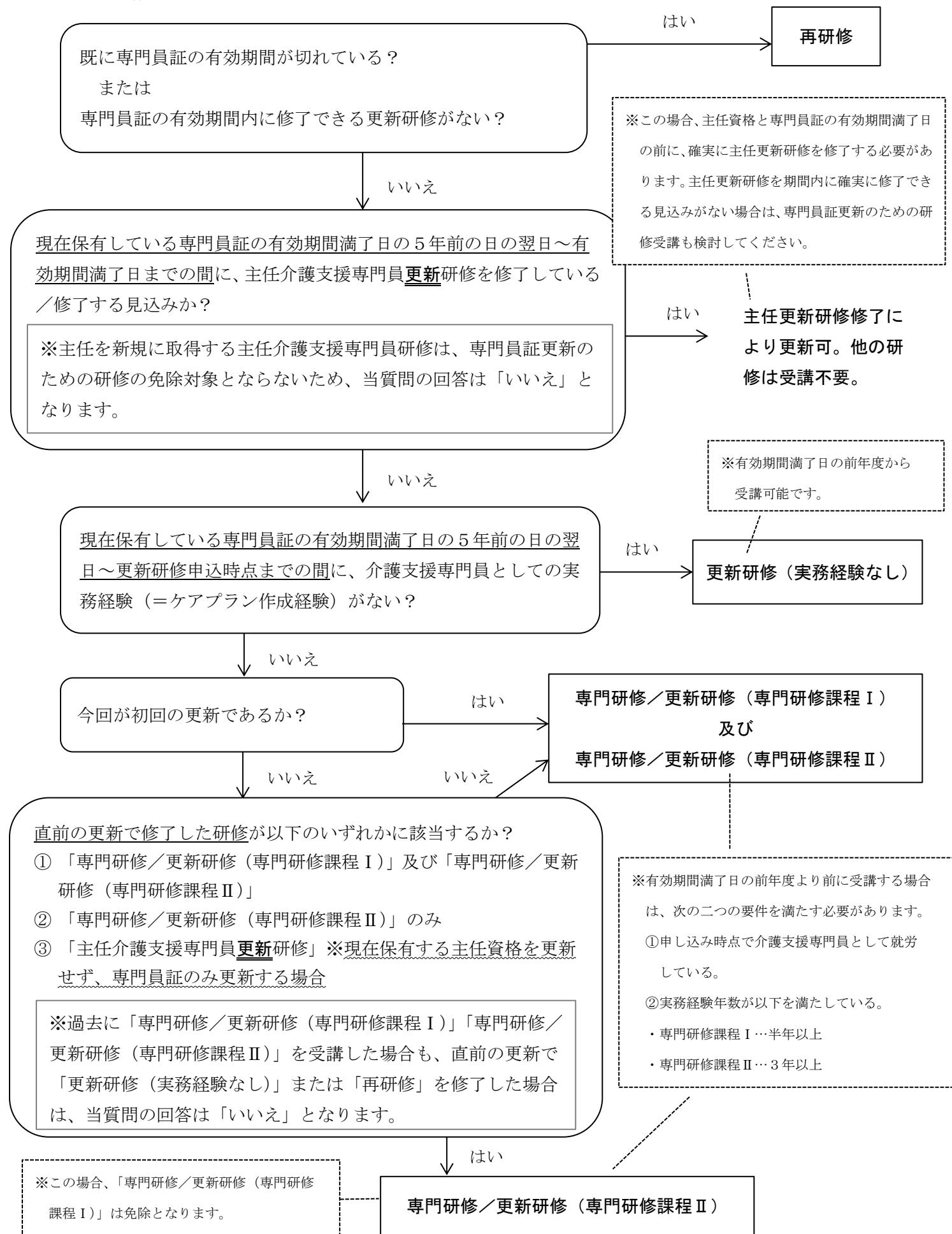
- ◆ 介護支援専門員として就労される方は、介護支援専門員証の有効期間満了日を確認の上、更新に必要な研修の確認や更新手続き等に備えてください。
また、各事業所におかれましても、介護支援専門員として雇用している従業者がおられる場合は、介護支援専門員証の有効期間の確認・手続き等に遺漏のないようお願いします。
- ◆ 問い合わせ先

山口県長寿社会課 地域包括ケア推進班 電話番号：083-933-2788

II 介護支援専門員法定研修一覧

研修名	概要
介護支援専門員専門研修／更新研修 (実務経験あり)	<p>・実務経験者を対象とした資質向上研修／更新研修。専門員証更新のためには「専門研修課程Ⅰ」と「専門研修課程Ⅱ」の両方を修了する必要がある。(ただし、免除となる場合あり。詳細は次ページ参照。)</p> <p>・受講する時期により研修の呼び方が異なる。専門員証の有効期間満了日の前年度より前に受講する場合は「専門研修」、前年度以降に受講する場合は「更新研修」と呼ぶ。</p> <p>・「専門研修」として受講する場合は、申し込み時点で介護支援専門員として就労している必要があり、「専門研修課程Ⅰ」では半年以上の、「専門研修課程Ⅱ」では3年以上の実務経験が必要。</p> <p>・「更新研修」として受講する場合は、実務経験があれば、その期間は問わない。</p>
介護支援専門員更新研修 (実務経験なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・実務経験のない者を対象とした更新研修。 ・専門員証の有効期間満了日の前年度から受講可能。
介護支援専門員再研修	<ul style="list-style-type: none"> ・専門員証の有効期間満了日を経過している者（当該研修の修了日時点で有効期間満了日を経過している者）を対象とした研修。 ・当該研修を修了後に専門員証交付申請を行い、専門員証が手元に届けば、介護支援専門員として就労できる。
主任介護支援専門員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・主任介護支援専門員の資格を取得するための研修。 ・当該研修を受講するためには、実務経験期間等の要件を満たす必要がある。
主任介護支援専門員更新研修	<ul style="list-style-type: none"> ・主任介護支援専門員の資格を更新するための研修。 ・当該研修を受講するためには、法定外研修受講等の要件を満たす必要がある。 ・主任資格の有効期間満了日の前々年度から受講可能。
介護支援専門員実務研修	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員実務研修受講試験合格者を対象とした研修。 ・当該研修修了後、登録・専門員証交付手続きが完了すれば、介護支援専門員として就労できる。

III 介護支援専門員証の更新に必要な研修の判定フロー



IV 介護支援専門員証交付手続き

専門員証の更新に必要な研修が修了しましたら、下記のとおり書類一式を山口県長寿社会課まで送付してください。

県に交付申請書が到着した後、おおむね2週間を目途に、更新後の介護支援専門員証を返信用封筒により発送します。交付申請書を提出済みの方で、3週間以上経過しても更新後の介護支援専門員証が届かない場合は、地域包括ケア推進班（083-933-2788）までお問い合わせください。

◆ 提出書類

① 介護支援専門員証交付申請書（別記第6号様式）

※様式は県HP「かいごへるぶやまぐち」からダウンロード

■申請書に貼付するもの

- ・山口県収入証紙 4,200円 ※市役所、町役場、県内県税事務所で購入可
- ・写真 ※縦3cm×横2.4cm 交付申請前6ヶ月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名を記載したもの

② 更新に必要な研修の修了証明書の写し

③ 介護支援専門員証の写し ※原寸をA4用紙にコピーのこと

④ 返信用封筒

※定形郵便封筒（縦23.5cm×横12cm以内）に簡易書留代の切手を貼付、返送先の住所・氏名を記載したもの。簡易書留代について、最新の切手代金は県HP「かいごへるぶやまぐち」を参照のこと。（各種届出様式掲載ページに表示。）

⑤ 介護支援専門員証登録事項変更届出書（別記第3号様式）

※住所・氏名に変更がある場合のみ

◆ 申請期間

有効期間満了日の4か月前から1か月前まで

※有効期間満了日の1か月前を過ぎると、手続きが間に合わない可能性があります。

◆ 提出先

〒753-8501

山口市滝町1-1 山口県長寿社会課 地域包括ケア推進班

V 介護支援専門員に関するQ & A

【登録関係】

問1 平成17年度まで発行されていた「介護支援専門員登録証明書」について、介護支援専門員の登録番号（8桁）はどうなるか

(答) 登録番号は、**3 5** + **登録証明書に記載のある6桁の番号** となる。

例えば、介護支援専門員登録証明書の記載番号

第98-0001号 → 35980001

第03-0100号 → 35030100

※山口県で当初登録の場合、登録番号は以下の8ケタとなる。

35XX□□□□

(XX…西暦年度の下2桁（2018年度に取得した場合はXX=18）)

問2 氏名及び住所が変わったが、どのような手続きが必要であるか。

(答) 登録事項である氏名や住所に変更があった場合は、届け出なければならないことになっています。

住所の変更の場合は、山口県ウェブサイト「かいごへるぷやまぐち」のケアマネジメント支援情報から「介護支援専門員登録事項変更届出書（第3号様式）」をダウンロードし、登録内容の変更の手続きをしてください。

なお、氏名に変更があった場合は、「介護支援専門員登録事項変更届出書（第3号様式）」及び「介護支援専門員証書換え交付申請書（第8号様式）」をダウンロードし、登録内容の変更と専門員証の書換えの手続きをしてください。

問3 山口県で登録しているが、他県に登録を移転するためには、どのような手続きが必要であるか。（山口県 → 他県）

(答) 移転を希望する都道府県の介護保険担当課に連絡し、当該県の「介護支援専門員移転申請書」様式を入手、その他の必要書類等を確認し用意した上で、山口県健康福祉部 長寿社会課地域包括ケア推進班(〒753-8501 山口市滝町1-1)に送付すること。（なお、住所等の変更が生じている場合は、山口県宛に「介護支援専門員登録事項変更届出書（第3号様式）」を併せて提出が必要。）

山口県が、送付された申請書の登録事項を確認した後、申請先の都道府県に送付する。（山口県を経由し、手続きを行う。）

問4	他県登録から、山口県に登録を移転するためには、どのような手続きが必要であるか。(他県 → 山口県)
----	---

- (答) 登録移転の手続きは、「かいごへるぷやまぐち」から「介護支援専門員登録移転申請書（第2号様式）」及び「介護支援専門員証移転交付申請書（第7号様式）」をダウンロードし記入の上、その他の必要書類と併せて、登録している県の介護保険担当課に送付すること。
 登録県が、送付された申請書の登録事項を確認した後、山口県に送付する。（登録県を経由し、手続きを行う。）

【介護支援専門員証の交付関係】

問5	介護支援専門員の登録のみで、介護支援専門員証の交付を受けていないが、介護支援専門員の業務をしてよいか。
----	---

- (答) 介護支援専門員証の交付を受けていなければ、介護支援専門員の業務をすることはできない。
 介護支援専門員証の交付申請は、「かいごへるぷやまぐち」から「介護支援専門員証交付申請書（第6号様式）」をダウンロードし、手続きを行うこと。
 なお、所持している介護支援専門員証の有効期間が満了（失効）している場合も、介護支援専門員の業務をすることはできない。（問9参照）

問6	介護支援専門員証を紛失したが、どのような手続きが必要であるか。
----	---------------------------------

- (答) 再交付の申請様式は、「かいごへるぷやまぐち」から「介護支援専門員証再交付申請書（第9号様式）」をダウンロードし、手続きを行うこと。

問7	介護支援専門員証を更新するためには、どのような手続きが必要であるか。
----	------------------------------------

- (答) 定められた研修を修了した後、「かいごへるぷやまぐち」から「介護支援専門員証交付申請書（第6号様式）」をダウンロードし、有効期間が満了する4か月前から1か月前までに、申請手続きを行うこと。
 手続きの詳細は、「かいごへるぷやまぐち」のケアマネジャー支援情報を参照のこと。

問 8	介護支援専門員証の更新に必要な研修を修了すると、新しい介護支援専門員証が送付されるか。
-----	---

(答) 定められた更新研修を修了しただけでは、新しい介護支援専門員証を送付することはできない。更新手続きについては問 7 を参照のこと。

問 9	有効期間満了までに介護支援専門員証の更新手続きを行わなかったため、証が失効したが、今後、介護支援専門員の業務に就くためには、どのような手続きが必要であるか。
-----	--

(答) 必要な研修を受講済みの場合は、速やかに介護支援専門員証交付申請を行うこと。必要な研修を受講していない場合は、再研修を受講修了後に、介護支援専門員証交付申請を行うこと。

証交付申請後、介護支援専門員証が手元に届いたのち、介護支援専門員の業務に就くことができる。介護支援専門員証の交付を受けていない状態で介護支援専門員として業務を行った場合、介護支援専門員の登録を消除することがあるため、注意すること。

問 10	当面、介護支援専門員として業務に就く予定がないため、更新手続きを行わなかった。有効期間が満了し失効した証は、どうしたらよいか。
------	---

(答) 失効した証（「介護支援専門員登録証明書（A4版、携帯用の両方）」又は「介護支援専門員証」）は、県に返却すること。（下記あて送付のこと。）

[郵送先] 〒753-8501 山口市滝町1-1
山口県健康福祉部 長寿社会課地域包括ケア推進班

問 11	有効期間満了日が平成表記となっている介護支援専門員証について、新元号（令和）への書き換え手続き等は必要か。
------	---

(答) 書き換え手続き等は不要。有効期間満了日は新元号に読み替えた日付となる。（「かいごへるふやまぐち」に掲載している平成—令和—西暦の対応表を参照。）

【認定調査員関係】

問 1 2	「介護支援専門員証」の交付を受けていれば、市町から委託を受けて、認定調査員を引き受けることは可能か。
-------	--

(答) 認定調査員として、委託を受けるためには、認定調査員（新規）研修を修了していることが要件となっている。

なお、山口県では、平成11年度から19年度までは、介護支援専門員実務研修と併せて、認定調査員（新規）研修を実施していたので、介護支援専門員の登録番号が、3599□□□□、3500□□□□～3507□□□□の人は、すでに修了していることになる。

また、以下の①～③のいずれかに該当する者が、委託を受ける場合は、事前に研修を受講する必要がある。

- ①3598□□□□の人で、平成11年度の補修研修（認定調査員（新規）研修）を受講していない人
- ②3598□□□□～3599□□□□及び3500□□□□～3507□□□□に該当しない人で、認定調査員（新規）研修を受講していない人
- ③他県の登録者で、認定調査員（新規）研修を受講していない人

【研修関係】

問 1 3	研修は、いつ開始されるのか。
-------	----------------

(答) 毎年度2～3月に、次年度のおおよその年間スケジュールを山口県ウェブサイト「かいごへるぷやまぐち」に掲載する。具体的なスケジュールについては、順次同サイトに掲載する各研修の開催要綱を確認すること。

問 14	研修の受講を希望する場合は、どのようにしたらよいか。
------	----------------------------

(答) 研修を受講する場合は、下記のいずれかの方法により、研修実施要綱等を入手の上、研修実施機関に申し込むこと。

- ① 研修開始時期の概ね2ヶ月前までには、「かいごへるぷやまぐち」に掲載するので、対象の研修実施要綱及び申込書をダウンロードすること。
- ② 郵送希望の場合は、各研修の実施機関（問20参照）に問い合わせること。

問 15	以前、介護支援専門員の業務に就いていたが、更新研修としては、どの研修を受講したらよいか。
------	--

(答) 現在保有している専門員証の有効期間満了日の5年前の日の翌日～更新研修申込時点までの間に、介護支援専門員としての実務経験（＝ケアプラン作成経験）がある人は、「専門研修／更新研修（専門研修課程Ⅰ）」（56時間）及び「専門研修／更新研修（専門研修課程Ⅱ）」（32時間）の両方を受講する必要がある。

なお、直前の更新で修了した研修が「専門研修／更新研修（専門研修課程Ⅰ）」及び「専門研修／更新研修（専門研修課程Ⅱ）」か、もしくは「専門研修／更新研修（専門研修課程Ⅱ）」のみである場合は、「専門研修／更新研修（専門研修課程Ⅰ）」は受講免除となり、「専門研修／更新研修（専門研修課程Ⅱ）」の修了だけで更新できる。

また、現在保有する主任資格を更新せず、専門員証のみ更新する人が、直前の更新で修了した研修が「主任介護支援専門員更新研修」である場合も、「専門研修／更新研修（専門研修課程Ⅰ）」は受講免除となる。

問 16	実務経験者の更新研修（Ⅰ（56時間）+Ⅱ（32時間））を修了して更新した場合は、次回の更新に向け、免除となる研修はあるか。
------	---

(答) 問15のとおり。

問 17

平成16年度末までの登録者で、平成15年～17年度の基礎課程の修了により専門研修課程Ⅰが免除された場合も、問15の免除は該当するか。

(答) 該当となること。

平成15年実施の基礎課程、平成16、17年度実施の基礎課程Ⅰ又は基礎課程Ⅱの何れかを修了している者は、専門研修課程Ⅰを修了したものとみなされ、受講が免除となる。

問 18

平成28年度から更新研修、専門研修のカリキュラム（時間数）が変更となったが、平成27年度までに同研修を修了していた場合は、介護支援専門員証の更新申請は可能であるか。

(答) 可能である。新カリキュラムの同課程の研修を再度受講する必要はない。

問 19

平成18年度以降、山口県で受講した専門研修、更新研修、再研修の修了証明書を紛失したが、再発行はできるか。

(答) 研修受講当時の研修実施機関に問い合わせること。各機関の連絡先は問20を参照。なお、問20の表に記載のない機関については、山口県長寿社会課地域包括ケア推進班に問い合わせること。

問 20	山口県で実施している介護支援専門員研修の実施機関等について、連絡先を教えて欲しい。
------	---

(答) 連絡先等は、以下のとおり。

項 目	担 当 機 関	
	名 称	連 絡 先
・介護支援専門員の登録 ・介護支援専門員証の交付 ・研修制度全般 に関すること	山口県長寿社会課 地域包括ケア推進班	〒753-8501 山口市滝町1－1 電話 083-933-2788 FAX 083-933-2809
・実務研修 ・更新研修（実務経験なし） ・再研修 に関すること	一般社団法人 山口県介護支援専門員 協会	〒753-0072 山口市大手町9－6 電話 083-976-4468 FAX 083-976-4469
・専門研修／更新研修（課程Ⅰ） ・専門研修／更新研修（課程Ⅱ） ・主任介護支援専門員研修 ・主任介護支援専門員更新研修 に関すること	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 福祉研修センター	754-0893 山口市秋穂二島1062 電話 083-987-0123 FAX 083-987-0124

注意

- ◆研修の受講については、開催要綱等で確認し、各研修申込み先へ提出のこと。
- ◆介護支援専門員証交付申請書（新規・更新）は、山口県長寿社会課へ提出のこと。
(更新研修等の実施機関では受付をしていない。)
- ◆有効期間が満了するまでに、研修受講及び研修修了後の更新手続きができるよう、研修の受講計画を早めに立てること。
- ◆研修制度については、ウェブサイト「かいごへるふやまぐち」に掲載している。
- ◆原則として、研修は、登録している県での受講となるが、受講できなかった場合、他県で受講することが可能な場合があるので、必ず山口県長寿社会課地域包括ケア推進班に問い合わせのこと。